

# 情報公開制度における権利の濫用について

## 1 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）

### (1) 法律の規定

情報公開法においては、開示請求が権利の濫用と認められる場合についての明文の規定はなく、権利の濫用と認められる場合かどうかについては、一般法理により判断している。

なお、総務省で定める情報公開法に基づく処分に係る審査基準においては、開示請求が権利濫用に当たる場合には、開示しない旨の決定をすることとされている。権利濫用に当たるか否かの判断は、「開示請求の態様、開示請求に応じた場合の行政機関の業務への支障及び国民一般の被る不利益等を勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるか否かを個別に判断して行う」こととされ、「行政機関の事務を混乱又は停滞させることを目的とする等開示請求権の本来の目的を著しく逸脱する開示請求は、権利の濫用に当たる」とされている。

### (2) 裁判例

○ 平成 15 年 10 月 31 日 東京地裁判決（確定）

ア 開示請求の内容

情報公開法に基づく自動車検査証の記載事項に係る開示請求

イ 行政側の主張

本件開示請求に対応するためには、仮に職員 1 名を専従作業員とし、1 日 8 時間全く休憩なしで、同じ作業効率で作業を進めたとしても、9 か月以上かかることとなり、業務に著しい支障を来すのみならず、他の情報公開請求に対応する余裕がなくなり、かえって法の立法趣旨が没却されることから、本件開示請求は権利の濫用と認められるべきであり、不開示処分とすることが適当。

ウ 裁判所の判断

情報公開法においては、著しく大量の文書の開示請求であっても、そのことのみを理由として、不開示とする旨の規定を置いておらず、また、開示期限の延長を行うことで、通常業務と並行的に順次開示手続きを進行させていくことが想定されている。

したがって、開示請求文書の開示に相当な時間を要することが明らかである場合であっても、そのことのみを理由として、開示請求権の濫用として、開示請求を拒むことは原則としてできない。

開示請求に係る行政文書が著しく大量である場合又は対象文書の検索に相当な手数を要する場合に、これを権利濫用として不開示とす

ることができるのは、請求を受けた行政機関が、平素から適正な文書管理に意を用いていて、その分類、保存、管理に問題がないにもかかわらず、その開示に至るまで相当な手数を要し、その処理を行うことにより当該機関の通常業務に著しい支障を生じさせる場合であって、開示請求者が、専らそのような支障を生じさせることを目的として開示請求をするときや、より迅速・合理的な開示請求の方法があるにもかかわらず、そのような請求方法によることを拒否し、あえて迂遠な請求を行うことにより、当該行政機関に著しい負担を生じさせるようなごく例外的なときに限定される。

### (3) 情報公開・個人情報保護審査会答申

○ 平成 21 年 7 月 13 日（平成 21 年度（行情）答申第 131 号ないし第 134 号）

#### ア 開示請求の内容

冠婚葬祭互助会が将来の冠婚葬祭サービスの施行のための対価として会員から預かっている金銭の残高（予約前受金残高等報告書）に係る開示請求

#### イ 審査請求人（第三者不服申立て人）の主張

- ① 本件開示請求文書に記載されている情報は、審査請求人の事業資金調達方法及び調達状況に関するものであり、いわゆる企業秘密である。
- ② 割賦販売法第 40 条により、予約前受金残高等報告書の提出が義務付けられている趣旨は、前受金保全措置に関する規制を的確に行うことにあり、この趣旨が全うされるためには、当該情報を行政機関が把握するのみで必要十分であり、同業他社を始めとする第三者にまで当該情報が開示されることは、審査請求人の競争上の地位を害する。
- ③ 本件開示請求は、同業他社によるものと推測され、そうであれば、本件開示請求は、競業者の情報を取得するためという不正な目的に基づくものであるから、権利の濫用として排除すべきである。  
したがって、本件開示決定を取消し、不開示とするべきである。

#### ウ 情報公開・個人情報保護審査会の判断

- ① 当該情報は、公にすることにより、審査請求人の正当な利益を害する蓋然性があるとは言えず、情報公開法 5 条 2 号イに規定する不開示情報に該当しない。
- ② 情報公開法第 3 条に基づく開示請求に係る開示・不開示の判断にあたっては、個別法（本件では割賦販売法）の趣旨等とは別に、情報公開法第 5 条に基づいて判断すべきものである。
- ③ 開示請求権制度は、何人に対しても等しく開示請求権を認めるものであり、開示請求者に対し、開示請求の理由や利用の目的等の個

別的事情を問うものではなく、また、それらの事情によって当該行政文書の開示決定等の結論に影響を及ぼすものではない。  
したがって、審査請求人の主張は認められず、開示決定は妥当である。

## 2 都道府県の情報公開条例

### (1) 条例の規定並びにその解釈及び運用の基準

都道府県の情報公開条例においても、(1)の情報公開法と同様に、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記載されている場合を除いて、行政文書を開示しなければならないと規定されている。

また、一部の都道府県の情報公開条例においては、開示請求権の濫用に関する制限規定や、適正な開示請求に関する規定等、開示請求者の責務に関する規定を設けている。

各都道府県の情報公開条例における開示請求者の責務に関する規定の状況については、表1のとおりである。

(表1)

各都道府県の情報公開条例において、開示請求者の責務に関する規定の状況について	
	都道府県の数
①開示請求権の濫用禁止を明文で規定	4
②開示請求者による適正な開示請求を規定	31
③開示された情報の適正な使用を規定	44
④情報公開条例に関する解釈及び運用の基準をホームページで公開	19
⑤解釈及び運用の基準において、開示請求権の濫用と認められる場合についての具体例を例示	8

各都道府県の情報公開条例における開示請求者の責務等に関する規定に関する解釈及び運用については別紙のとおりであり、8県（栃木県、群馬県、千葉県、神奈川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県）において、権利の濫用と認められる場合の開示請求の具体例を示している。

開示請求権の濫用と認められる場合の具体例を類型化すると以下のようになる。

### ① 行政の停滞を目的とした請求と認められる場合

- 開示請求するだけで閲覧しないなどの行為が繰り返される場合（群馬県、福井県、愛知県、三重県）
  - ・ 写しの交付を請求するだけで交付を受けないという行為を繰り返す場合（三重県）
  - ・ 開示請求するだけで一部しか閲覧しないという行為を繰り返す場合（愛知県、三重県）
  - ・ 開示請求に係る実費を支払わない場合（愛知県）
  - ・ 開示日時の変更等が、濫用的に繰り返される場合（三重県）
- 同種の文書を繰り返し請求する場合（愛知県、三重県）
- 「文書の内容はいつでもいい」とか「私を怒らせると開示請求する」といったような請求者の発言等から請求の目的や動機が文書開示以外にあると明らかに認められる場合（愛知県）

### ② 大量請求である場合

- 超大量請求である場合
  - ・ 特定部局の保有するすべての行政文書に係る開示請求を行う場合（千葉県、静岡県、愛知県、三重県）
  - ・ 対象文書は特定されているものの、その量が膨大で、担当者がその担当業務を遂行しながら、すべての行政文書について諾否の決定をするには、おおむね1年以上の期間を必要とするような開示請求を行う場合（神奈川県、愛知県）
- 請求対象文書が実質的に特定されない大量請求である場合
  - ・ 請求内容が、形式的、外形的には一応明確ではあるものの、特定の担当者等の多種多様な公文書のすべてを求め、実質的に特定がなされていない開示請求の場合（神奈川県、三重県）

### ③ 開示請求によって得た情報を不適正に使用のおそれがあると明らかに認められる場合

- 開示によって得た情報をもとに違法又は不当な行為を行うことが明らかに認められる場合（栃木県、愛知県）
- 特定の個人を誹謗、中傷、又は威圧することを目的とするなど、明らかに害意が認められる場合（群馬県、三重県）
- 過去の開示請求により得た情報を不適正に使用して第三者の権利利益を不当に侵害した事実が認められる場合であって、同請求者から同種の内容の請求がなされ、不適正な使用が繰り返されると明らかに認められる場合（群馬県、静岡県）
- 開示請求により得た情報を不適正に使用し、又は使用のおそれが

あると認められる場合において、実施機関が、当該情報の使用者に対して、その情報の使用の中止を要請したにもかかわらず、なお、不適正な使用を繰り返すなどした者から改めて開示請求がなされた場合（千葉県）

開示請求が権利の濫用と認められる場合の行政機関の対応については、解釈及び運用の中で、開示請求の応答義務の免除、開示請求の拒否、公開の拒否、適切な措置、非開示決定などが示されている。

## (2) 裁判例

○ 平成 19 年 10 月 31 日 さいたま地方裁判所（確定）

ア 開示請求の内容

戸田市情報公開条例に基づく住居表示台帳の開示請求

イ 行政側の主張

情報公開制度は、市民の知る権利を保障し、市政への参加を促進する目的であるところ、本件開示請求による本件行政文書の一括大量請求は、住民の税金によって成り立つ行政の労力を、市外の一業者が自己の利益確保のために利用するもので、本件公開条例で定められた情報公開制度の目的に反する。

したがって、本件開示請求は、権利の濫用として認められるべきではなく、不開示処分とすることが適当である。

ウ 裁判所の判断

戸田市情報公開条例における文書公開制度は、請求の理由及び請求対象文書の利用の目的を問わず、また請求者の何人であるかを問わずに行政文書の開示を求めることができるとする制度であり（同条例 5 条ないし 7 条）、行政文書を公開することを原則として、例外的に非公開とされるのは、同条例 8 条に規定する非公開情報に限っていること（同条例 7 条、8 条）に照らすと、本件公開条例に基づく公開請求においては、その理由や、請求対象文書の利用目的は問われない。

したがって、本件開示請求は権利の濫用に当たるということはできず、不開示処分は違法な処分である。

なお、平成 19 年 10 月 5 日の佐賀地裁においても、同様の判決が判示されている。

情報公開法及び各都道府県の情報公開条例における権利の濫用や  
開示請求者の責務等に関する規定に関する解釈及び運用について

○ <u>総務省</u>	7
○北海道	7
○青森県	8
○岩手県	8
○宮城県	9
○ <u>栃木県</u>	10
○ <u>群馬県</u>	10
○ <u>千葉県</u>	11
○東京都	12
○ <u>神奈川県</u>	13
○新潟県	14
○ <u>福井県</u>	15
○ <u>静岡県</u>	15
○ <u>愛知県</u>	16
○ <u>三重県</u>	17
○大阪府	19
○島根県	20
○香川県	21
○高知県	21
○熊本県	22

※条文の囲いなどの体裁は、当方で加工している。

## ○総務省訓令第 126 号

### 行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく処分に係る審査基準（抄）

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下「法」という。）に基づき総務大臣が行う処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 5 条第 1 項の規定による審査基準は、次のとおりとする。

#### 第 1 開示決定等の審査基準

法第 9 条の規定に基づく開示又は不開示の決定（以下「開示決定等」という。）は、以下により行う。

- 1 開示する旨の決定（法第 9 条第 1 項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。
  - (1) 開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されていない場合
  - (2) 開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合であって、当該不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるとき。ただし、この場合には、不開示情報が記録されている部分を除いて開示する。
  - (3) 開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に当該行政文書を開示する必要があると認めるとき（法第 7 条）。
- 2 開示しない旨の決定（法第 9 条第 2 項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。
  - (1)～(5) 略
  - (6) 開示請求が権利濫用に当たる場合。この場合において、権利濫用に当たるか否かの判断は、開示請求の態様、開示請求に応じた場合の行政機関の業務への支障及び国民一般の被る不利益等を勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるか否かを個別に判断して行う。行政機関の事務を混乱又は停滞させることを目的とする等開示請求権の本来の目的を著しく逸脱する開示請求は、権利の濫用に当たる。
- 3 前 2 項の判断に当たっては、行政文書に該当するかどうかの判断は「第 2 行政文書該当性に関する判断基準」に、開示請求に係る行政文書に記録されている情報が不開示情報に該当するかどうかの判断は「第 3 不開示情報該当性に関する判断基準」に、部分開示をすべき場合に該当するかどうかの判断は「第 4 部分開示に関する判断基準」に、公益上の理由による裁量的開示を行うかどうかの判断は「第 5 公益上の理由による裁量的開示に関する判断基準」に、行政文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべき場合に該当するかどうかの判断は「第 6 行政文書の存否に関する情報に関する判断基準」に、それぞれよる。

## ○北海道情報公開条例運用要綱（抄）

### 10 第 5 条（情報の適正使用）関係

本条は、公文書の開示又は情報の提供を受けたものの責務を定めたものである。

#### 趣旨及び解釈

ア 「この条例の目的に即し」とは、開かれた道政を一層推進し、地方自治の本旨に即した

道政の発展に寄与するという第1条に掲げる条例の目的に従うということである。

イ 「適正に使用しなければならない」とは、公文書の開示又は情報の提供を受けたものは、当該開示によって得た情報を濫用して、道民生活や企業活動などを侵害したり、不当な利益を享受したりすることのないよう使用しなければならないという趣旨である。

## ○青森県情報公開条例の解釈・運用基準（抄）

### 第4条（適正な請求及び使用）

第4条 この条例の定めるところにより行政文書の開示を請求する者は、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、当該行政文書の開示によって得た情報を適正に使用しなければならない。

#### 【趣旨】

- 1 本条は、この条例に基づき行政文書の開示を請求する者の責務について定めたものである。
- 2 この条例は、開示請求の理由や開示によって得た情報の使用目的を問わないものであるが、この条例を利用することによって達成される最終目的は、「県民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な県政の推進」であり、行政文書の開示を請求する者には、この点を念頭に置いた請求が期待されること、また、開示によって得た情報についても同様に、条例の目的に添って使用されることが期待されることから、その旨を訓示的に規定したものである。

#### 【解釈・運用】

- 1 「この条例の目的に即し」とは、第1条に規定する目的にしたがってという趣旨である。
- 2 「適正な請求に努める」とは、行政文書の開示を請求する者は、行政執行に著しい支障を及ぼすような開示請求をむやみに行うことのないよう努めるべきであるという趣旨である。
- 3 「適正に使用しなければならない」とは、行政文書の開示を受けたときは、行政文書の開示によって得た情報を社会通念上の良識に従って使用しなければならないという趣旨である。

## ○情報公開条例の解釈及び運用基準（岩手県）（抄）

### （適正使用）

第4条 この条例の定めるところにより行政文書の開示を受けた者は、これによって得た情報を、この条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

#### 【趣旨】

- 1 本条は、この条例に基づき、行政文書の開示を受けた者の責務について定めるものである。

- 2 行政文書の開示を受けた者が、それによって得た情報を濫用して第三者の権利利益を侵害してはならないことは当然のことであり、その旨を訓示的に規定するものである。

#### 【解釈・運用】

- 1 「適正に使用しなければならない」とは、行政文書の開示を受けた者は、開示によって得た情報を濫用して他人の権利や利益を侵害するようなことがあってはならないことをいう。
- 2 実施機関は、行政文書の開示によって得られた情報が、明らかに不適正に使用されるおそれがあると認められる場合には当該使用者に、また、不適正に使用されたと認められる場合には当該不適正使用者に対し、必要に応じ、当該情報の適正な使用を要請するものとする。  
ただし、本条は、あくまでも訓示的規定であり、開示を受けた者が要請に応じないことを理由に、当該行政文書又は将来の同種の行政文書の開示を拒否することはできないものである。

### ○情報公開条例の解釈及び運用基準（宮城県）（抄）

（責務）

#### 第3条

- 2 行政文書の開示を請求しようとするものは、この条例により保障された権利を正当に行使し、情報の公開の円滑な推進に努めなければならない。

#### 〔趣旨〕

- 3 本条第2項は、行政文書の開示を請求しようとするものの責務を定めたものである。

#### 2 第2項

行政文書の開示を請求しようとするものは、行政文書の開示によって得た情報を社会通念上の良識に従って使用しなければならないということであり、いやしくも、他人の権利及び利益の侵害その他この条例の目的に反して使用してはならないほか、情報公開の円滑な推進に協力しなければならないということである。

#### 〔運用〕

- 1 第8条第1項第2号に規定する個人に関する情報については、この条例の運用に当たり、本条の趣旨に即して慎重に取り扱うこととする。
- 2 個人に関する情報が記録されている行政文書の管理については、特に十分な配慮を払わなければならない。
- 3 実施機関は、行政文書の開示をする場合、請求者に対し、行政文書の開示によって得た情報を適正に使用するよう啓発に努めるものとする。
- 4 実施機関は、行政文書の開示によって得られた情報が明らかに不適正に使用され、又は使用されるおそれがあると認められた場合には、当該使用者にその情報の使用の中止を要請するものとする。

- 5 実施機関は、行政文書の開示によって得られた情報が不適正に使用されたと認めるときは、当該不適正使用者に対し厳重に注意をするとともに、以後、その者からの請求に対しては特に慎重に対応するよう留意するものとする。

## ○栃木県情報公開条例の解釈及び運用の基準（抄）

### 第4条 適正な請求及び使用

第4条 この条例の定めるところにより公文書の開示を請求しようとするものは、この条例の目的に則し、適正な請求をするとともに、公文書の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

#### 【趣旨】

本条は、この条例に基づき公文書の開示を請求しようとするもの及び開示を受けたものの責務について定めたものである。

#### 【解釈】

- 1 「この条例の定めるところにより公文書の開示を請求しようとするもの」は、この条例の目的に則して、適正に開示請求権を行使する義務及び開示によって得た情報を適正に使用する義務を負う。
- 2 もっぱら実施機関の通常の事務処理を阻害する目的で開示請求を行うことは許されない。もっとも、このような請求は、権利濫用の一般法理によっても排除することが可能と考えられるが、開示請求権者の注意を喚起するためにこの規定が設けられたものである。
- 3 開示によって得た情報をもとに違法又は不当な行為を行うことも、もとより許されることではない。

なお、公文書開示制度は原則としてその利用目的を問わない制度であるので、本条に違反した者に対する罰則規定は設けていないが、権利の濫用に該当すると明らかに認められる開示請求があった場合には、実施機関がこれに応じる義務が免除されると考えられる。

## ○群馬県情報公開条例の解釈及び運用の基準（抄）

### 第24条（適正な請求及び使用）関係

#### （適正な請求及び使用）

第24条 開示請求をしようとする者は、この条例の目的に則し、適正な請求を行うとともに、開示により得た情報を適正に使用しなければならない。

#### 【趣旨】

本条は、開示請求する者の「適正な請求」及び開示を受けた情報の「適正な使用」を定めたものである。

## 【解説】

- (1) 本条は、この条例によって県民に保障された権利に内在する制約、いわゆる権利の濫用の防止について定めており、この制度を利用するに当たっての指針を示している。
- (2) 「適正な請求」とは、この制度の利用を開示請求の段階で規定したものであり、「適正な使用」とは、取得した情報の利用の段階で規定したものである。
- (3) 民法第1条第3項（権利の濫用）の一般法理だけでなく、開示を受ける意思のない請求を行うべきではないなど、「適正な請求」が開示請求者の責務であることを明確にしている。

どのような場合に権利濫用に当たるかは、開示請求の態様や開示請求に応じた場合の実施機関の業務への支障及び県民一般の被る不利益等を勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるか否かを個別に判断することになる。実施機関の事務を混乱、停滞させることを目的とするなど開示請求権の本来の目的を著しく逸脱したような開示請求は、権利の濫用として請求を拒否できるものと考えられる。なお、開示請求の対象となる公文書が著しく大量であることにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合、前述のように実施機関の事務を混乱、停滞させることを目的とするなどの場合を除き、単に事務処理上対応が困難という場合には、処理期限の特例（第19条第3項）により対処するものであって、権利の濫用に該当しない。

大量請求以外で不適正な請求の事例は次のもの等が考えられる。

- [1] 開示請求をするだけで閲覧に来なかったり、写しの受け取りに来ない請求
- [2] 過去に本制度により得た情報を不適正に使用して第三者の権利利益を不当に侵害した事実が認められる場合であって、同請求者から同種の内容の請求がなされ、不適正な使用が繰り返されると明らかに認められる請求
- [3] 特定の個人を誹謗、中傷、又は威圧することを目的とするなど、明らかな害意が認められる請求

上記のような事案においてもその態様によっては、権利濫用の一般法理を適用し拒否できることがあると考えられる。

- (4) 開示請求者は、公文書の開示によって得た情報を社会通念上の良識に従って使用しなければならず、第三者の権利利益及び公共の利益を侵害することのないよう、この条例の目的に則し、適正に使用しなければならない。

## ○千葉県情報公開条例解釈運用基準（抄）

第4条 この条例の定めるところにより行政文書の開示を請求しようとするものはこの条例の目的に即し適正に請求し、行政文書の開示を受けたものはこれによって得た情報を適正に使用しなければならない。

## 【趣旨】

本条は、情報公開制度の健全な発展を確保するため、本条例に基づき行政文書の開示を請

求しようとするもの及び開示を受けたものの責務を定めたものである。

### 【解釈及び運用】

1 「適正に請求し」とは、行政文書の開示を請求しようとするものは、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、県政の公正な運営の確保と県民参加による行政の一層の推進を図る」という本条例で実現しようとしている目的に即した開示請求をしなければならないことをいう。

したがって、実施機関は、不適正な開示請求をしようとするものに対しては、適正な開示請求をするよう要請するものとする。なお、開示請求権の濫用に当たると判断される開示請求については、第6条（開示請求権の濫用禁止）に反するものとして拒否することとなる。

2 「適正に使用しなければならない」とは、開示によって得た情報を社会通念上の良識に従って使用しなければならない、いやしくも濫用して他人の権利や利益を侵害するようなことがあってはならないことをいう。

したがって、実施機関は、開示された情報を不適正に使用し、又は使用するおそれがあると認められる場合には、当該情報の使用者に対してその情報の使用の中止を要請し、なお、不適正な使用を繰り返すなどしたものからの開示請求に対しては、第6条（開示請求権の濫用禁止）に反する開示請求として対応することもあり得るものである。

3 実施機関は、開示請求権制度が適正に利用されるよう啓発に努めるものとする。

### （開示請求権の濫用禁止）

**第6条 この条例に基づく行政文書の開示を請求する権利は、これを濫用してはならない。**

### 【趣旨】

本条は、行政文書の開示を請求する権利を濫用してはならないとする開示請求権者の責務を明らかにしたものである。

### 【解釈及び運用】

1 本条に反する開示請求としては、特定部局の保有するすべての行政文書の開示請求をするもの、実施機関の事務遂行能力を減殺させることを目的とするもの、特定の個人を誹謗又は威圧し攻撃することを目的とするものなどが考えられる。

2 開示請求権の濫用であると判断される開示請求については、本条に反することを理由として、当該開示請求を拒否するものとする。

この場合の手續については、実施機関の定める事務取扱要綱によるものとする。

## ○情報公開事務の手引（東京都）（抄）

### 第4条 適正な請求及び使用

**第4条 この条例の定めるところにより公文書の開示を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、公文書の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。**

## 【趣旨】

- 1 本条は、公文書の開示を請求しようとするものの責務を定めたものである。
- 2 公文書の開示を請求しようとするものは、公正で透明な行政の推進と都民参加の促進と  
いうこの条例の目的を踏まえ、公文書開示制度の適正な利用に努めなければならない。

## 【運用】

- 1 適正請求及び適正使用の要請
  - (1) 実施機関は、不適正な請求をしようとするものがある場合は、そのものに対して、適正な請求をするよう要請するものとする。
  - (2) 実施機関は、公文書の開示によって、その情報が不適正に使用され、又は使用されるおそれがあると認められる場合には、当該使用者にその中止を要請するものとする。
  - (3) 著しく不適正な請求及び使用については、権利濫用の一般法理により対処する。

## ○神奈川県情報公開条例の解釈及び運用基準（抄）

### (7) 例外的な大量請求の取扱い

請求された行政文書のすべてについて諾否の決定をすることが、おおむね1年以内で可能な場合は、条例第10条第5項の規定で対応するが、請求しようとする行政文書量が膨大で、その期間では全部の諾否の決定ができないような場合は、別に定める「不適正な大量請求に対する取扱い要綱」により対応するものとする。

### 不適正な大量請求に対する取扱い要綱（平成14年4月1日施行）

#### 1 趣旨

この要綱は、業務の停滞を図る等請求に明白な害意が認められるような場合など、不適正な大量請求がなされた場合の取扱いについて定めることとする。

#### 2 取扱い

##### (1) 害意ある大量請求

ア 実施機関の事務遂行能力を減殺させることを目的としたり、特定の個人を誹謗、威圧し、又は攻撃することを目的とするなど、明らかな害意が認められる場合は、請求の取下げを要請する。

イ 請求者が要請に応じない場合は、権利濫用として、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第10条第1項に基づき、公開を拒否するものとする。

##### (2) 請求対象文書が特定されない大量請求

ア 「〇〇課（所）の書類全部」というように、請求対象が特定されない大量請求の場合は、条例第9条第2項に基づき相当の期間を定めて、その補正を求める。

イ 請求者が補正に応じない場合は、当該請求は要件を欠く請求として、条例第10条第1項に基づき、公開を拒否するものとする。

### (3) 超大量請求

ア 請求された対象文書は特定されているものの、その量が膨大で、担当者がその担当業務を遂行しながら、すべての行政文書について諾否の決定をするには、おおむね1年以上の期間を必要とするような場合は、請求書を受領する前に当該請求をしなければならない必要性を確認するとともに、事務執行上の支障を説明し、抽出請求や分割請求など適切な請求にしてもらうよう要請する。

イ 請求者が要請に応じない場合は、相当の部分を60日以内に諾否決定し、残りの部分は条例で予定している請求権の行使の範囲を超える請求として、条例第10条第1項に基づき公開を拒否するものとする。

この場合は、請求があった日から起算して、15日以内に別記様式により請求者に通知する。

ウ なお、「1年」の期間は一応の目安であり、残余部分が少しの場合など特段の事情があるときは、拒否することなく対応するものとする。

## ○新潟県情報公開条例解釈運用基準（抄）

### （利用者の責務）

第4条 この条例の定めるところにより行政文書の公開を請求するものは、この条例により認められた権利を正当に行使するとともに、行政文書の公開により得た情報を適正に用いなければならない。

### 【趣旨】

- 1 本条は、この条例により認められた権利の行使及び公開により得た情報の使用に当たっての利用者の責務を定めたものである。
- 2 行政文書公開制度は、原則としてその請求理由、使用目的等を問わないものであるが、利用者が、行政文書の公開を請求する権利を濫用してはならないことは、制度に内在する当然の制約である。この条例では、この制度の利用者の自主性に期待し、その自覚を促すため、その旨を訓示的に規定したものである。

### 【解釈】

- 1 「正当に行使する」とは、利用者の責務を公開請求の段階で規定したものであり、行政文書の公開を請求するものは、行政の執行を妨害したり、あるいは、公開により得た情報によって、個人、法人等の権利利益を不当に侵害することを目的として、この権利を行使してはならないことをいう。
- 2 「適正に用いなければならない」とは、利用者の責務を情報の利用の段階で規定したものであり、行政文書の公開を受けたものは、公開によって得た情報を社会通念上の良識に従って使用しなければならないことをいう。

### 【運用】

- 1 実施機関は、行政文書を公開するときは、公開請求者に対して、行政文書の公開によって得た情報を適正に使用するよう啓発に努めるものとする。
- 2 実施機関は、行政文書の公開によって得られた情報が、明らかに不適正に使用され、又は使用されるおそれがあると認められる場合には、当該使用者にその情報の使用の中止を要請するものとする。
- 3 実施機関は、行政文書の公開によって得られた情報が不適正に使用されたことが確認されたときは、直ちに当該不適正使用者に対して厳重に注意をするとともに、以後、そのも

のからの請求に対しては、特に慎重に対応するものとする。

## ○福井県情報公開条例の解釈運用基準（抄）

（利用者の責務）

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を請求しようとするものは、この条例の目的にのっとり、適正な請求をするように努めるとともに、請求に係る公文書を公開されたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

### 【趣旨】

本条は、この条例に基づく公文書公開制度の利用者の責務を定めたものである。

### 【解説】

1 この公文書の公開を請求する権利は、請求理由・使用自的を問わず、また、公開請求書と公開請求に係る公文書との関係を問うことなく認められるものであるが、この権利を濫用してはならないことは当然のことである。

利用者には、「県民の県政参加の一層の推進および県政の公正な運営の確保を図り、もって地方自治の本旨に基づいた県政の推進に資する」というこの条例の目的に従った利用が期待される。

2 「適正な請求をするように努める」とは、行政の事務執行を停滞させることを目的とした大量の公文書の公開請求や公開決定を受けたとしても閲覧するつもりがないような公開請求等を行うべきではないという趣旨である。

なお、公開請求が権利の濫用に当たると判断される場合には、権利濫用の一般法理によって拒否することが可能であると考えられるが、利用者の注意を促すためにこの規定が設けられたものである。

3 「これによって得た情報を適正に使用しなければならない」とは、犯罪行為での使用や社会通念上是認されないような使用をしてはならないという趣旨である。

## ○静岡県公文書開示事務等取扱要綱（抄）

（利用者の責務）

第4条 この条例に基づく公文書の開示を請求する権利は、これを濫用してはならない。

2 この条例の定めるところにより公文書の開示を受けた者は、これによって得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

### （5）開示請求権の濫用を根拠に請求を拒否する場合の取扱い

県庁内のすべての公文書の開示請求をしたり、特定の部局の保有するすべての公文書の開示請求をするなど、この条例の目的、趣旨を逸脱し、実施機関の事務遂行能力を著しく減殺させたり、減殺させることをもっぱら目的としていると思われるような開示請求や過去に開示請求により得た情報を不適正に使用して他人の権利利益を侵害した事実が認められる場合であって、当該者から同種の内容の請求がなされ、不適正な使用が繰り返されると明らかに認められる開示請求に対しては、開示請求権の濫用（条例第4条

第1項)により開示請求を拒否することができる。この場合は、開示請求却下通知書(様式第2号)により通知するものとする。

## ○権利の濫用に当たる開示請求に対する取扱い内規(愛知県)

(平成17年3月1日県民生活部長通知)

### 第1 趣旨

この指針は、愛知県情報公開条例(平成12年愛知県条例第19号。以下「条例」という。)が定める行政文書の開示を請求する権利について、この制度が予定する権利行使の範囲を超える権利の濫用に当たる開示請求への対応の考え方を示すものである。

ただし、権利の濫用に当たるか否かについては、個別の事案ごとに具体的に判断すべきものであり、この内規の考え方に該当すれば直ちに権利の濫用として不開示決定するというものではないことに注意し、また、この内規の運用に当たっては、県民の行政文書の開示を請求する正当な権利を妨げることはないよう十分に注意しなければならない。

### 第2 要件

開示請求が以下の要件を満たすときは、権利の濫用に当たるものとして不開示決定について検討をすることとする。決定に当たっては、請求事案の個別具体的な事情を勘案の上判断することとし、事前に広報広聴課と協議することとする。

(なお、1には該当しない場合であっても、2における害意が明らかに認められる場合については、権利の濫用に当たる場合があるものとする。)

#### 1 超大量請求であること

請求された対象文書は特定されているものの、その量が膨大で、担当者がその担当業務を遂行しながらすべての行政文書についての開示決定等をするには概ね1年以上の期間を必要とするような場合

#### 2 害意が認められる請求であること

害意が認められる請求とは、実施機関の事務遂行能力を著しく減殺させたり、減殺させることを目的としているような開示請求で、当該請求により実施機関の事務処理経費の著しい増大や通常の業務の著しい停滞を招く場合

○「害意が認められる場合」の具体的な例としては、以下のようなものが想定される。

- ① 「文書の内容はどうでもよい」とか「私を怒らせると開示請求する」といったような請求者の発言等から請求の目的や動機が文書開示以外にあると推認される場合
- ② 特定の所属が保有するすべての行政文書の請求をしたり、特定の所属の保有する行政文書を繰り返し請求する場合
- ③ 同種の文書を繰り返し請求する場合
- ④ 請求するだけで閲覧に来なかったり、又は一部しか閲覧しなかったりという行為を繰り返す請求者から再度請求がなされた場合

○ 開示請求自体に害意が認められなくても、開示の実施等において不適正な行為が

なされる以下のような場合についても、「害意が認められる場合」として検討する。

⑤ 写しの交付を請求しながらその費用を支払わないという行為を繰り返す請求者から再度請求がなされた場合

⑥ 行政文書の開示によって得た情報が犯罪行為に使用されるなど不適正に使用され、又は使用されるおそれがあると認められる場合

### 第3 手続き

第2の要件に該当する開示請求を権利の濫用に当たる開示請求として検討するに当たっては、事前に、請求者に対して、請求等の態様に応じ、以下のようなことを行うこと。

- (1) 事務遂行上の支障を説明し、理解を求めること。
- (2) 請求者の目的に適うような形で、対象文書に係る事業の範囲の限定、年度の限定、無作為抽出などの方法により、適切な請求にしてもらうよう文書で要請すること。なお、この場合に、できる限り請求者の目的を達成するよう配慮すること。
- (3) 開示の実施における不適正な行為に対しては、適正な対応を文書で要請すること。
- (4) 開示によって得た情報が不適正に使用されるおそれがある場合には、当該請求者に対して適正な使用を文書で要請すること。

### 第4 取扱い

当該請求は条例で予定している請求権の行使の範囲を超える請求として、条例第11条第2項に基づき、当該開示請求に係る行政文書の全部を開示しない旨の決定をすること。

## ○三重県情報公開条例の解釈及び運用（抄）

### 第4条（開示請求者の責務）

#### 〔趣旨〕

本条は、「適正な請求」と開示を受けた情報の「適正な使用」が開示請求者の責務であることを定めたものである。

#### 〔解釈及び運用〕

##### 1 適正請求

情報公開制度は、制度の担い手である県民と県との協働により円滑に進める必要があり、開示請求者は、「県民と県との協働により、公正で民主的な県政の推進に資する」という1条の目的に即した開示請求に努めることを定めたものである。

##### 2 適正使用

開示請求者は、公文書の開示によって得た情報を社会通念上の良識に従って使用しなければならないのであり、第三者の権利及び利益を侵害することのないよう、この条例の趣旨及び目的に従って適正に使用しなければならない。

### 3 実施機関の対応

実施機関は、公文書の開示による情報が明らかに不適正に使用され、又は使用されるおそれがあると認められる場合には、必要に応じ、当該使用者にその情報の使用の中止を要請するものとする。また、実施機関は、公文書の開示による情報が明らかに不適正に使用されたと認めるときは、当該使用者に対し厳重に注意するとともに、以後、その者からの請求に対しては、権利濫用を理由とする非開示処分を検討を行うなど、特に慎重に対応するよう留意するものとする。

## 第5条（開示請求権）

### 〔趣旨〕

本条1項は、公文書の開示を請求する権利（以下「開示請求権」という。）の根拠規定であり、公文書の開示請求権を有するものの範囲を明らかにするとともに、2項では、この条例によって付与された開示請求権に内在する制約として、権利を濫用してはならないことを定めたものである。

### 〔解釈及び運用〕

1 何人も条例の目的から言えば、開示請求権を行使する主体は県民が中心になるが、これを県民に限定する積極的な意義に乏しく、他の都道府県民との相互主義の観点からも、また海外からの請求も含め、「何人」にも開示請求を認めている。

また、自然人、法人のほか、訴訟上当事者適格が認められるような「法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの」（民事訴訟法29条）にも開示請求権が認められる。

2 請求理由・利用目的の聴取

何人に対しても等しく開示請求権を認める一般的な情報公開制度の下では、開示請求者が何人であるかによって、又は開示請求者が開示請求に係る公文書に記録されている情報について利害関係を有しているかなどの個別的事情によって、当該公文書の開示・非開示の判断を変えるべきではない。

しかし、一方、実施機関が公文書を特定する上では、開示請求者の請求理由や利用目的を聴き取ることが有効な場合が多いため、実施機関は開示請求者から必要に応じ聴き取るものとする。

3 開示請求権の濫用禁止

本県では、「県民と県との協働により、公正で民主的な県政の推進に資する」という1条の目的を踏まえ、条例の目的を逸脱するような不適正な請求の抑止を図るため、開示請求権の濫用禁止を、本条2項に規定している。

権利の濫用とは一般的に、「形式上権利の行使としての外形を備えるが、その具体的な状況と実際の結果に照らし、その権利の本来の目的内容を逸脱するために実質的には権利の行使として認めることができないと判断される行為」（内閣法制局法令用語研究会編「法律用語辞典」（有斐閣））とされている。

開示請求権の濫用とは、条例によって付与された開示請求権本来の目的を逸脱し、正当な権利行使とは認められないものをいうが、特定の部局の保有するすべての公文書の開示請求や、実施機関の事務遂行能力を減殺させることを目的とする開示請求等に対しては、権利濫用の規定を適用することによって対応するものとする。

具体的に権利の濫用的請求の類型としては、(1) 特定部局のすべての公文書の請求、(2) 繰り返し請求、(3) 害意ある請求、の3つの分類が考えられ、以下の請求が想定されるが、個別事案ごとに種々の要素を比較衡量し、2項の権利濫用に該当する場合には、その理由を明示したうえで、実施機関は当該開示請求を12条2項により非開示決定するものとする。

また、その他に、開示の実施等において不適正な行為が度々繰り返される(4) その他の濫用的行為の場合は、その対応について総合的に判断するものとする。

なお、開示請求の対象となる公文書が著しく大量であることにより、事務の遂行に著しく支障を生じるおそれがあっても、単に事務処理上対応が困難という場合は、特例延長(14条)により対応することが基本であり、大量請求が直ちに権利濫用に該当するわけではないことに留意する必要がある。

### (権利の濫用的請求の類型と事例)

#### (1) 特定部局のすべての公文書の請求

##### ①特定の担当室等の保有するすべての公文書の開示請求

請求内容が、形式的、外形的には一応明確ではあるものの、特定の担当室等の多種多様な公文書のすべてを求め、実質的に特定がなされていない開示請求の場合は、6条2項及び3項により、補正の参考となる情報を提供したうえで開示請求書の補正を求め、補正がなされなければ、実施機関の事務遂行能力を減殺させる目的があるものと推認し、非開示にすることができるものとする。

#### (2) 繰り返し請求

##### ②繰り返される同一内容の開示請求

開示決定等を受けたにもかかわらず、正当な理由なく閲覧せずに何度も繰り返す同一請求等のように、同一内容の開示請求が濫用的に繰り返される場合は、非開示にすることができるものとする。

#### (3) 害意ある請求

##### ③請求の目的や動機が、公文書の開示以外にあると明らかに認められる開示請求

開示請求時等に特定の個人等を誹謗・威圧・攻撃する等の言動等から、明らかに害意が認められる場合は、非開示にすることができるものとする。

#### (4) その他の濫用的行為

##### ④開示の実施等において、不適正な行為が度々繰り返される場合

開示決定後の開示の実施等において、開示請求するだけで閲覧しない(又は一部しか閲覧しない)行為、写しの交付を請求するだけで交付を受けない(又は一部しか交付を受けない)行為、又は開示日時の変更等が、濫用的に繰り返される場合は、その対応について総合的に判断するものとする。

## ○大阪府情報公開条例運用解釈基準(抄)

### 第4条 利用者の責務

第4条 この条例の定めるところにより行政文書又は法人文書の公開を受けたものは、それによって得た情報を、第1条の目的に則して適正に用いなければならない。
---

### 〔趣旨〕

本条は、この条例に基づき情報を得たものが当該情報を利用するに当たって負うべき責務を定めたものである。

### 〔解説〕

- 1 行政文書又は法人文書の公開を受けたものは、その情報を第1条に定める目的に則して適正に利用しなければならない。すなわち、本条は、行政文書又は法人文書の公開を受けたものに対して、その情報を府政への参加、府政の公正な運営の確保、生活の保護及び利便の増進のために利用すべきことを定めた責務規定である。
- 2 条例の目的に鑑み、府民の積極的かつ有効、適切な活用により、開かれた府政がより一層推進されることとなるのであって、行政文書又は法人文書の公開を受けたものが、その情報を濫用して、府民生活や企業活動を不当に侵害したり、特定の利益を享受し、社会的な不正を引き起こすようなことがあってはならない。

### 〔運用〕

- 1 行政文書又は法人文書の公開を行う場合において、実施機関の職員は、請求者に対し、公開によって得た情報をこの条例の目的に則して適正に使用するよう啓発に努めるものとする。  
ただし、行政文書又は法人文書の公開は広く府政参加を目的とするものであり、請求の目的や理由によって公開・非公開の判断が左右されるものではない。したがって、公開請求の際に、具体的な請求の目的や理由を問う必要はない。
- 2 この条例によって公開された情報が不適正に使用されたことが確認された場合、実施機関は、当該不適正使用者に対して、条例の目的に則した適正な使用を求めるものとする。

## ○島根県情報公開条例解釈運用基準（抄）

### （適正な請求及び使用）

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を請求するものは、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

### （趣旨）

本条は、情報公開制度を適正に運用していくために、公文書の公開を請求する者の責務を定めたものである。

### （解釈）

- 1 公文書公開請求にあたってはその目的等を問わないものであるが、基本的には第1条に定める目的達成のために公開請求は行われるべきであり、請求者は、公開請求権の濫用と認められるような公開請求は慎むべきであり、また公開によって得た情報の利用により、第三者の権利・利益を侵害することなどがないようにしなければならない。
- 2 「この条例の目的に即して」とは、第1条に定める目的に従うことをいう。

- 3 「適正な請求に努める」とは、公文書の公開を請求するものは、行政執行に著しい支障を及ぼすような公開請求を、むやみに行うことのないよう努めるべきであるというものである。
- 4 「適正に使用しなければならない」とは、公開によって得た情報を社会通念上の良識にしたがって使用しなければならないことをいう。

## ○情報公開条例の趣旨及び解釈（香川県）（抄）

### 第4条 利用者の責務

第4条 この条例の定めるところにより行政文書の公開を請求するものは、この条例の目的に即し、その権利を正当に行使するとともに、行政文書の公開を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

#### 《趣旨》

- 1 本条は、行政文書の公開を請求するもの及びこの条例に基づき情報を得たものがその情報を使用するに当たって負うべき責務を定めたものである。
- 2 行政文書の公開を請求するものは、地方自治の本旨に即した県政の発展に寄与するというこの条例の目的を踏まえ、行政文書の公開を求める権利を正当に行使しなければならないこと、また、行政文書の公開によって得た情報を適正に使用しなければならないことを明らかにしている。

#### 《解釈》

- 1 「この条例の目的に即し、その権利を正当に行使する」とは、行政文書の公開を請求するものは、公開請求権を濫用してはならないことは無論のこと、大量の行政文書の公開請求をむやみに行うことにより行政執行に著しい支障を及ぼすなど、この条例の目的に反する結果を意図するような公開請求を行ってはならないことを明らかにしている。
- 2 「適正に使用しなければならない」とは、公開によって得た情報を社会通念上の良識に従って使用しなければならず、いやしくも他人の権利や利益の侵害その他この条例の目的に反した使用をしてはならないことをいう。
- 3 行政文書の公開制度は、原則として、その請求理由、使用目的等を問わないものであるが、利用者の自主性に期待し、その自覚を促すために本条を設けたものである。

## ○高知県情報公開条例解釈運用基準（抄）

### 第4条 適正使用

第4条 この条例の定めるところにより公文書の開示を受けたものは、これによって得た情報を、この条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

#### 【趣旨】

この条は、公文書の開示を受けたものの責務を定めたものです。

### 【解釈及び運用】

- 1 「この条例の目的に即して」とは、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、もって県民参加による公正で開かれた県政を一層推進する」というこの条例の目的に従ってという趣旨です。
- 2 「適正に使用しなければならない」とは、公文書の開示を受けたものは、当該開示によって得た情報を社会通念上の良識に従って使用しなければならないことをいいます。
- 3 公文書の開示によって得られた情報が不適正に使用され、又は使用されるおそれがあると認められる場合には、実施機関は、当該使用者に対してその情報の使用の中止を要請するものとします。

## ○情報公開条例解釈運用基準（熊本県）（抄）

### （適正請求及び適正使用）

第4条 この条例の定めるところにより行政文書の開示を請求しようとする者は、この条例の目的に即して、適正に請求するように努めるとともに、行政文書の開示によって得た情報を適正に使用しなければならない。

### 【趣旨】

本条は、行政文書の開示を請求しようとする者及び開示を受けた者の責務を定めるものである。

### 【解説】

- 1 「条例の目的に即して、適正に請求するように努める」
  - (1) 「この条例の目的に即し」とは、第1条に定める「県民の県政に対する理解と信頼を深め、県政への参加を促進するとともに、開かれた県政の推進に資する」というこの条例の目的に従って適正に請求し、適正に使用されることを期待するものである。
  - (2) 「適正に請求するように努める」とは、この条例の目的を踏まえ、行政文書の開示制度の適正な利用に努めなければならないという趣旨である。
- 2 「行政文書の開示によって得た情報を適正に使用しなければならない。」  
「適正に使用しなければならない」とは、行政文書の開示を受けた者は、当該開示によって得た情報を社会の良識に従って使用しなければならないということであり、いやしくも他人の権利や利益を侵害することその他この条例の目的に反して使用してはならないという趣旨である。

### 【運用】

- 1 適正請求及び適正使用の要請
  - (1) 実施機関は、不適正な請求をしようとする者があると認める場合は、その者に対して、適正な請求をするよう要請するものとする。
  - (2) 実施機関は、行政文書を開示するにあたっては、開示請求者に対して、行政文書の開示によって得た情報を適正に使用するよう啓発に努めるものとする。
  - (3) 行政文書の開示によって得られた情報が不適正に使用され、又は使用されるおそれ

があると認めるときは、実施機関は、開示請求によって情報を得た者に対してその使用の中止を求め、又は適正な使用をするように求めるものとする。

- (4) 行政文書の開示によって得られた情報が不適正に使用されたことが明らかとなったときは、実施機関は、開示請求によって情報を得た者に対して、適正な使用をするように求めるものとする。

## 2 著しく不適正な請求及び使用に対する措置

- (1) 著しく不適正な請求については、権利濫用の一般法理により、請求を拒否できる場合があるものと考えられる。(第11条の解説参照)
- (2) 不適正な使用があった場合は、当該不適正使用者に対して注意をし、以後、その者からの請求に対して、特に慎重に対応するよう留意するものとする。
- (3) 開示された行政文書を丁寧に扱わず、これを汚損し、又は破損した者、又はそのおそれのある者に対しては、行政文書の閲覧を中止させ、若しくは禁止し、又は行政文書の写しの交付をしないことができる。(知事が管理する行政文書の開示等に関する規則(平成13年熊本県規則第29号。以下「知事の規則」という。)第9条等)